

杉並区会計年度任用職員(一般)

【スクールソーシャルワーカー】募集案内

令和 8 年 7 月 22 日
杉 並 区

【1】 採用区分及び応募資格等

(1) 採用区分等

採用区分		勤務態様	採用予定数	勤務場所
会計年度任用職員 (一般)	スクール ソーシャル ワーカー	月 16 日 / 1 日 7 時間 45 分	若干名	杉並区立就学前教育支援 センター 及び区立小・中学校

(2) 仕事内容

問題を抱えた児童・生徒・家庭及び関係機関等に働きかけ、調整及び仲介役としての役割を担い、児童生徒の生活改善を支援する業務

(3) 任用期間

令和 8 年 10 月 1 日から令和 9 年 3 月 31 日まで

※条件付採用期間（試用期間） 1 か月

※公募によらない再度の任用（更新）制度あり

（公募によらない再度任用の可否は勤務実績等による能力実証を行います。）

(4) 応募資格

① 以下の要件に該当する方。

社会福祉士、精神保健福祉士の資格をお持ちの方、ケースワークの経験のある方

② 次に掲げる事項に該当する方は、応募できません。

▶地方公務員法第 16 条の各号（以下参照）のいずれかに該当する方

- 1 拘禁刑に処せられ、その執行を終わるまで又はその執行を受けることがなくなるまでの者
- 2 当該地方公共団体において懲戒免職の処分を受け、当該処分の日から二年を経過しない者
- 3 人事委員会又は公平委員会の委員の職にあって地方公務員法第六十条から第六十三条までに規定する罪を犯し、刑に処せられた者
- 4 日本国憲法施行の日以後において、日本国憲法又はその下に成立した政府を暴力で破壊することを主張する政党その他の団体を結成し、又はこれに加入した者
※平成 11 年改正前の民法の規定による準禁治産の宣告を受けている者（心神耗弱を原因とするもの以外）は受験できません。

※また、杉並区において他部署・他職種の会計年度任用職員に任用される方は、重複しての任用はできませんのでご注意ください。

【2】 申込方法

所定の申込書又は応募フォームに必要事項を記入し、資格者証の写しを添えて次により申し込んでください。（経験者はその内容を詳細に記載してください）

申込方法	申 込 期 限	送付先・申込場所
------	---------	----------

郵 送 または 持 参	令和8年8月14日（金）午後5時まで <u>（必着）</u> (持参の場合は土曜、日曜、祝日を除く午前8時30分から午後5時まで)	〒166-0016 杉並区成田西2-24-21 杉並区立就学前教育支援センター (多様な学び支援課学びとつながり推進担当)
インター ネット (応募フ ォーム)	令和8年8月14日（金）午後5時まで <u>（必着）</u>	下記のURL・二次元コードから申込  https://logoform.jp/form/Y4gR/1687849

- ※ 郵送で申し込む場合には、封筒の表面に「会計年度任用職員（一般）【スクールソーシャルワーカー】採用選考申込書在中」と赤字で明記し、必ず簡易書留により郵送してください。簡易書留によらないものの事故については一切の責任を負いません。
- ※ 応募書類は返却いたしません。収集した個人情報、個人情報の保護に関する法律及び杉並区個人情報の保護に関する条例に基づき、適切に管理し、規定の保存年限経過後に廃棄します。

【3】 選考方法

（1）第一次選考（書類選考）

方 法	書類選考	所定の申込書又は応募フォームにより書類選考を行います。 (所定の申込書以外は使用不可) ※ 申込書は今回の選考にのみ利用し、その他の目的には利用いたしません。
合格発表	合否に関わらず、応募書類締め切り後3日程度を目安に結果をお知らせします。 *選考結果の問い合わせにはお答えしていません。	

（2）第二次選考

方 法	面 接	職務執行に必要な基礎的知識等について個別面接を行います。
選 考 日 及 び選考会場	○随時 ※詳細は、第一次選考合格と併せてお知らせします。 ○杉並区立就学前教育支援センター（杉並区成田西2-24-21） 交通機関：・井の頭線浜田山駅から徒歩13分 ・丸ノ内線南阿佐ヶ谷駅から徒歩17分 ・すぎ丸バス阿佐ヶ谷駅～浜田山駅（けやき路線） 成田西子供園前下車徒歩1分	
合格発表	合否に関わらず、第二次選考（面接）後、結果通知を発送します。 *選考結果の問い合わせにはお答えしていません。通知をご確認ください。	

- ※ 選考試験を辞退する場合は、問合せ先まで必ず連絡してください。

【4】 報酬・手当

月額 274,848円（令和8年4月1日現在）（地域手当に相当する報酬を含みます）

- ※1 再度任用された場合、経験加算（昇給）があります。また、特別区人事委員会勧告に基づく給与改定があった場合、報酬額が増減することがあります。
- ※2 通勤費を支給します。（上限1か月55,000円まで）

※3 採用前に報酬改定等があった場合はそれによります。

※4 期末手当・勤勉手当を支給します。

【5】 勤務条件・休暇

- ◇ 勤務日は原則として月曜日から金曜日までの間で、月16日勤務です
- ◇ 勤務時間は原則として午前8時30分から午後5時15分までの1日7時間45分勤務（休憩時間は別途60分）ですが、区立小・中学校勤務の日は勤務地の学校により勤務開始時間と勤務終了時間が変わります。
- ◇ 公務のため必要がある場合は所定の勤務時間を超えた勤務（超過勤務）となることがあります。
- ◇ 年次有給休暇は、勤務日数に応じて付与されます。（任用開始月により減あり）
- ◇ 慶弔休暇、夏季休暇、子育て支援や介護に関する休暇などの制度があります。
（ただし、勤務形態によって付与される休暇が異なります。）

【6】 社会保険・福利厚生

- ◇ 社会保険（健康保険・厚生年金保険）及び雇用保険に加入します。
なお、健康保険は東京都職員共済組合のものになります。
- ◇ 年1回、一般的な健康診断が受けられます。
- ◇ 労働災害補償又は公務災害補償の対象となります。
- ◇ 杉並区職員互助会に加入することができます。（期末・勤勉手当該当者のみ）

【7】 勤務場所

- ◇ 勤務場所は区立小・中学校と就学前教育支援センターになります。
月16日の勤務日数のうち、区立小・中学校勤務の日と就学前教育支援センター勤務の日があります。

【8】 服務・人事評価

常勤職員と同様に、服務の宣誓、法令及び上司の職務上の命令に従う義務、信用失墜行為の禁止、守秘義務、職務専念義務、政治的行為の制限が適用されるとともに、人事評価、分限処分、懲戒処分の対象となります。

【9】 会計年度任用職員とは

会計年度任用職員とは、令和2年度から新たに創設された地方公務員法第22条の2第1項第1号に基づく一般職の非常勤職員です。常勤職員が担う業務の遂行を補完する職として採用されます。

【10】 その他

採用に当たっては、令和8年12月25日までに施行予定の学校設置者等及び民間教育保育等事業者による児童対象性暴力等の防止等のための措置に関する法律（令和6年法律第69号。以下「こども性暴力防止法」という。）に基づき、特定性犯罪の前科の有無を確認するための犯罪事実確認が必要となります。

特定性犯罪の前科がある場合（特定性犯罪事実該当者の場合）は、こども性暴力防止法に基づき、本業務に従事させないこと等の措置を講じる必要があるため、区は、採用条件の一つとして、特定性犯罪の前科がないことを求めることとしています。

このため、申込み時に、誓約書又は応募フォームにより、特定性犯罪の前科の有無を確認いたしますので、ご了承の上、ご応募ください。

なお、特定性犯罪前科がない旨の申告があったものの、実際には特定性犯罪前科があった場合、重要な内定取消事由に該当するものと考えられますので、あわせてご了承ください。

【11】 申込み・問合せ先

杉並区教育委員会 多様な学び支援課学びとつながり推進担当

〒166-0016

東京都杉並区成田西2-24-21 杉並区立就学前教育支援センター内（2階）

TEL：03-5929-9480

杉並区役所ホームページ <https://www.city.suginami.tokyo.jp>